

関東運輸局入札監視委員会規則を次のように定める。

平成13年6月1日

最終改正 平成25年6月26日（関総会第79号）

関東運輸局長

関東運輸局入札監視委員会規則

（趣旨）

第1条 本規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律127号）及び「随意契約見直し計画」（平成18年6月国土交通省）の趣旨を踏まえ、入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第2条 委員会は、関東運輸局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 1 関東運輸局が発注した工事及び物品・役務（予定価格が250万円を超えない工事、予定価格が160万を超えない物品及び予定価格が100万円を超えない役務を除く。（以下、同じ））に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 2 関東運輸局が発注した工事及び物品・役務に関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等、また、随意契約方式に係る随意契約理由書が適切であるかについての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 3 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
 - イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るものを除く。）
 - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

（委員会の委員及び任期等）

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関東運輸局長が委嘱する。

なお、委嘱にあたっては委嘱状を交付するものとする。

- 2 委員会は、委員3人で組織する。

- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、第5条に掲げる会議において、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は委員長が召集し、原則として年に1回以上、開催する。
- 2 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
 - 3 会議は、非公開とする。
 - 4 会議の議事の概要は、公表するものとする。

(意見の具申又は勧告)

- 第6条 委員長は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事及び物品・役務に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、関東運輸局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 2 委員長は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行うものとする。

(再苦情処理)

- 第7条 委員長は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- 2 委員長は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を関東運輸局長に報告するとともに、公表を行うものとする。
 - 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

- 第8条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部会計課が処理する。

(報告の様式)

第11条 定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別記様式に定めるところによる。

附則(改正 平成14年4月22日関総会第70号)

1 本規則は平成14年5月1日以降に着手する工事について適用する。

附則(改正 平成20年5月28日関総会第65号)

1 本規則は平成20年5月28日以降における入札監視委員会について適用する。

附則(改正 平成25年6月26日関総会第79号)

1 本規則は平成25年6月26日以降における入札監視委員会について適用する。